

公益財団法人愛媛県教育会 積立年金制度



拠出型企業年金保険

将来の備えは早いうちに・・・

愛媛県教育会取り扱いの「積立年金制度」を利用して安心を備えておきませんか。

退職してから公的年金受給開始までの「つなぎ年金」として、在職中に積み立てをする個人拠出型の企業年金保険です。

ご加入内容をQ&A方式で説明します！！

Q. 誰でも加入できますか？

A. 愛媛県教育会（＝愛教研）の会員であることで、加入できます。

Q. いつでも加入できますか？

A. 新規加入および口数の見直しは、年2回時期が決まっており、4月1日加入日分として10月に、9月1日加入日分として4月にPRをし、申込受付を行います。

Q. 掛金はどのくらいですか？

A. 年齢、性別関係なく、ご自身の経済状況に合わせた掛金を設定できます。

月払 1口 1,000円 賞与時払 1口 5,000円

月払（毎月）2口以上50口まで（2,000円～5万円まで）

賞与時払（年2回）1口以上20口まで（5,000円～10万円まで）

賞与時払の併用加入は自由です。賞与時払は月払への加入が必要です。

Q. 掛金はどのように支払うのですか？

A. 愛媛県学校生活協同組合を通して、給与天引きとなります。翌月分の掛金を前月給与日に天引きされます。（例：4月分の掛金は、3月の給与から天引き）

Q. 加入するにあたって注意すべき点がありますか？

A. 退職後に向けた積立てが目的で、長期間加入することを前提とした制度となります。新規加入からおよそ7年経過しないと元本割れをおこします。

また、生命保険商品ではありますが、医療、死亡などの保障はございません。

Q. 予定利率はどうしているのですか？

A. 明治安田生命保険相互会社と、第一生命保険株式会社に拠出型の企業年金保険として制度運営を委託しております。現在予定利率年1.25%で運用しておりますが、今後の経済状況によっては、引き下げすることも予想されます。（令和6年8月15日現在）

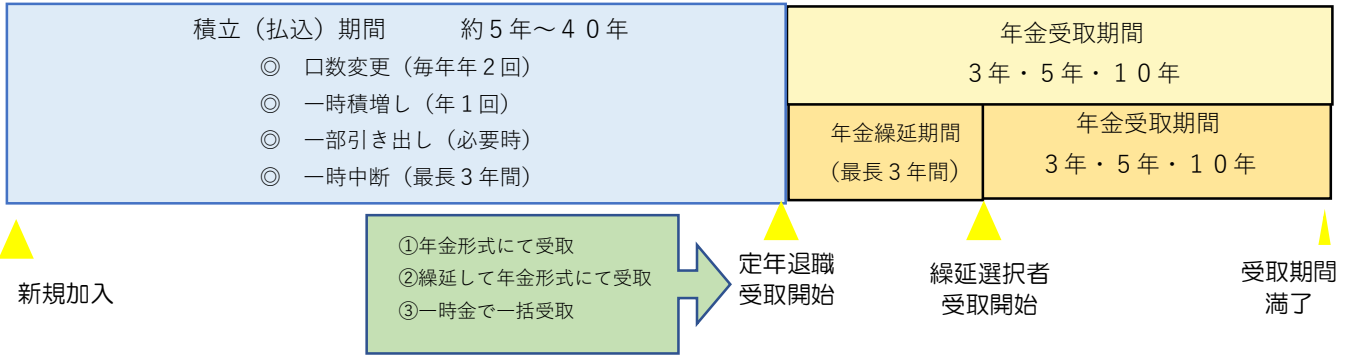
Q. 退職になった時、積立金はどうなりますか？

A. 退職を機に払込みが満了となり、それまでに積立てた積立金をお受け取りいただくこととなります。年金式に3年、5年、10年間（積立額によっては選択できない年数もあります。）で分割してお受け取りいただくか、一時金として一括でお受け取りいただくこととなります。

Q. 万一加入者が亡くなった時、積立金はどうなりますか？

A. それまでの積立金をご遺族の方に、一時金としてお支払いすることとなります。

☆ご加入からお受け取りまでの取扱について



☆ご加入例

※ 毎月1万円（100）とボーナス時の年2回5万円（100）を65歳定年時まで掛けた場合

※積立満了を65歳までとして算出してあります。

現年齢	25歳の方	30歳の方	35歳の方	40歳の方	45歳の方
加入期間	40年間	35年間	30年間	25年間	20年間
払込掛金	8,800,000円	7,700,000円	6,600,000円	5,500,000円	4,400,000円
積立金額	約10,620,100円	約9,023,500円	約7,513,100円	約6,083,800円	約4,731,400円
受取金額 65歳～5年間 1カ月あたり （5年確定年金の場合）	約180,653円	約153,495円	約127,801円	約103,488円	約80,483円

定年延長により払込期間も延長されます

令和5年4月1日施行、公務員の定年年齢が段階的に引き上げられ、最終65歳が定年となることを踏まえ、「積立年金制度」の加入期間（満了年齢）を延長させていただきます。

昭和38年度生まれの方⇒令和6年度末（令和7年3月31日）満了日

昭和39年度生まれの方⇒令和8年度末（令和9年3月31日）満了日

昭和40年度生まれの方⇒令和10年度末（令和11年3月31日）満了日

昭和41年度生まれの方⇒令和12年度末（令和13年3月31日）満了日

昭和42年度生まれの方⇒令和14年度末（令和15年3月31日）満了日

昭和43年度生まれ以降の方

⇒満65歳の誕生日の前日の属する年度末（3月31日）満了日

※再任用者については、年齢満62歳から年齢満65歳までのいずれかの誕生日の前日の属する年度末（3月31日）となります。

給付額は現時点では確定しておらず、変動（増減）します。

記載の給付額は、予定利率（令和6年8月15日現在年1.25%）に基づき計算していますが、実際にお支払する金額は変動（増減）することがあり、将来のお支払額をお約束するものではありません。なお、年金開始後は、保険事務費として、年金支払時に年金額の1%を積立金から控除します（記載金額は控除後です）。

毎年の配当金はそれぞれのお支払時期の前年度決算により決定しますので、現時点では確定していません。配当金が生じた場合には年金の増額のため保険料に充当しますが決算実績によってはお支払できない年度もあります。

なお、記載の給付額には、配当金を加算していません。



「みんなのMYポータル」

新規加入者にIDを交付し、ネット上で加入状況を確認！
一部引き出しもネットでOK！！

制度内容等詳細は、パンフレットをご参照ください。

<制度内容に関するお問い合わせ先>

公益財団法人 愛媛県教育会

積立年金経営委員会

〒790-8545

愛媛県松山市祝谷町1丁目5-33

TEL 089-945-2511

（受付時間 8:00～16:30 除土日・祝日）

<その他お問い合わせ先>

明治安田生命保険相互会社

中国・四国公法人部 四国公法人営業推進部

〒760-0017

香川県高松市番町1-7-5 明治安田生命高松ビル2階

TEL 087-821-6811

（受付時間 9:00～17:00 除土日・祝日）